

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当該日は、
休日がと
る翌日)

一 農業改良資金に特定地域新部門導入資金を加え、その種類、貸付金の限度額、
償還期間及び据置期間を次のとおり定めることとした。(第一条、第二条、第四条、
新別表第一関係)

目次

◇規則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則(経営指導課)

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則(〃)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

- 一 県が上乗せして利子補給を行う農業近代化資金のうち、肥育牛の飼養規模の拡大等を行う者に対する貸し付ける肥育牛の購入又は育成に必要な資金を廃止することとした。(第一条関係)
- 二 地域農業総合整備計画の承認期限を、平成十二年三月三十一日(現行平成七年三月三十一日)まで延長することとした。(附則第三項関係)
- 三 1 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を講ずることとした。

特定地域新部門導入資金	貸付金の限度額	償還期間	据置期間
一 新部門経営準備資金 知事が定める基準に基づき、農業者が新たな農業部門の経営(当該農業部門に関連する農畜産物の加工の事業の経営を含む。以下同じ。)を開始する場合に、当該経営に必要な調査又は能率的な農業の技術(農畜産物の加工の技術を含む。)若しくは経営方法の習得を行うのに必要な資金	二百万円	五年以内	三年以内
二 新部門経営開始資金 知事が定める基準に基づき、農業者が新たな農業部門の経営を開始する場合に、当該経営に必要な施設、機械若しくは資材を購入し若しくは設置し、排水改良、土壤改良その他作付条件整備を行い、苗木の新植を行い、又は家畜を購入し若しくは育成するのに必要な資金	千三百万円	十二年以内	五年以内
		五年以内	五年以内

二 生産方式改善資金の拡充等(別表第一関係)

- 1 生活環境改善資金のうち家畜排せつ物処理技術導入資金を家畜の排せつ物を発酵させ、家畜の排せつ物に係る汚水を浄化し、その他家畜の排せつ物を適正に処理するのに要する資金とし、その種類、標準事業費、償還期間及び据置期間を次のとおり改めることとした。

種類	標準事業費	償還期間	据置期間	改後	標準事業費	償還期間	据置期間	改後
					施設の設置する資金	施設の設置する資金	施設の設置する資金	施設の設置する資金
金に施設の設置する資本	却し施設の設置する資金	自然式焼 クハウスによる簡易発酵 による簡易乾燥施設の設置に要する資金	簡易発酵 による簡易乾燥施設の設置に要する資金	发酵槽による発酵乾燥施設の設置に要する資金	機械による発酵乾燥施設の設置に要する資金	発酵乾燥機による発酵乾燥施設の設置に要する資金	無臭火力燃焼施設の設置に要する資金	乾燥施設の設置に要する資金
円 五千五百九十九万八千円 一セット(成鶏 五千羽分) につき四百三 万円に成 鶏一万羽分 につき百十 万円)	つ き 四 百 三 万 円	一セット(成牛 八十頭分、成豚 二百二十五頭分、成 豚百二十五頭分又は成 鶏五千羽分) につき百十 万円	一セット(成牛 一百六十万五千円 につき百十 万円)	一千六百六十万五 万円	五百八十万円	一セットにつき 五百八十万円	五百頭分、成豚 二百五十頭分又は成 鶏一万羽分。 以下この項の(二) の口から二まで について同じ。) につき四百三十 万円	五百頭分、成豚 二百五十頭分又は成 鶏一万羽分。 以下この項の(二) の口から二まで について同じ。) につき四百三十 万円
七年以内	七年以内	七年以内	七年以内	七年以内	七年以内	七年以内	七年以内	七年以内
一年以内	一年以内	一年以内	一年以内	一年以内	一年以内	一年以内	一年以内	一年以内
					ロックワード の設置に要する資金	ル脱臭施設 の設置に要する資金	の設置に要する資金	の設置に要する資金
					牛については一 セットにつき四 百二十万三千八 千円	牛については一 セットにつき四 百二十万三千八 千円	八百四十万六千 円	八百四十万六千 円
					豚については一 セットにつき四 百二十万三千八 千円	豚については一 セットにつき四 百二十万三千八 千円	四万三千円	四万三千円
					十年以内	十年以内	三年以内	三年以内

2 生産組織育成資金の償還期間を十年以内（現行五年以内）に据置期間を三年以内（現行なし）に改めるとともに、同資金の集団的農業生産技術導入資金のうち茶に係るもののが標準事業費を耕地十アールにつき四万六千円（現行三万八千円）に改めることとした。

3 野菜生産高度化資金のうち次に掲げる資金の標準事業費を次のとおり改めることとした。

		施設野菜経営改善資金		種類		現行		標準事業費	
		野菜生産技術改善資金		野菜のは種又は種付けから収穫までの一連の作業の省力化に必要な施設等の購入又は設置に要する資金		面積百平方メートルにつき九十九万三千円		面積百五十万六千円	
種	類	現行	標準事業費	改正後	改正後	面積百平方メートルにつき九十九万三千円	面積百五十万六千円	面積百平方メートルにつき八万六千円	面積百平方メートルにつき七万一千円
肉用牛の飼養管理規模の拡大又は飼養管理方法の改善を図るために必要な資金	飼料の自給率度の向上を図るために必要な資金	施設等の購入又は設置に要する資金	飼料作物の作付面積十アールにつき十四万四千円	飼料作物の作付面積十アールにつき十五万三千円	十萬円	十萬円	十八万六千円	八万六千円	七万一千円
肉用牛の飼養管理規模の拡大又は飼養管理方法の改善を図るために必要な資金	乳牛の飼養管理方法の改善を図るために必要な資金	施設等の購入又は設置に要する資金	搾乳の用に供されている乳牛三十頭につき九百十八万円	搾乳の用に供されている乳牛三十頭につき一千五百六十円	一千五百六十円	一千五百六十円	一千五百六十円	一千五百六十円	一千五百六十円
保育育成牛に係る必要な資金	肥育牛に係る必要な資金	施設等の購入又は設置に要する資金	一頭につき二十四五万三千円	一頭につき二十四五万三千円	一百円	一百円	一百円	一百円	一百円
保育育成牛に係る必要な資金	肥育牛に係る必要な資金	施設等の購入又は設置に要する資金	二十頭につき四百三十万八千円	三十頭につき七百八十二万円	四十万円	四十万円	四十万円	四十万円	四十万円

6 地域農業技術導入資金のうち、なしの簡易被覆栽培技術導入資金、バイブル

ハウス養豚技術導入資金及びイチゴ夜冷育苗技術導入資金を廃止することとした。

三 農家生活改善資金に特定地域において排水施設その他生活の合理化に資する施設を設置するのに必要な資金（特定地域生活改善資金）を加え、その種類、

別表第四關係

種類	排水施設の設置 に要する資金	排水施設	特定期域において排水施設その他の生活の合理化に資する施設（前号に規定する共同排水施設、同健康設置するのに必要な資金）を	特定地域生活改善資金
類	貸付金の限度額	償還期間	据置期間	
排水施設の設置に要する資金	九十万円	七年以内	一年以内	
し尿浄化施設の設置に要する資金	八十万円	七年以内	一年以内	百万円
健健康管理施設の設置に要する資金	七年以内	一年以内	一年以内	七年以内
健健康管理施設	一年以内			一年以内

四 青年農業者等育成確保資金の拡充 （新別表第五関係）

1 高度経営技術導入資金及び研修教育資金を統合し、その名称を「経営技術高度化資金」に改める二二二〇。

度化資金に改めることとした。

2 経営開始資金の貸付限度額及び償還期間を次のとおり改めることとした。

卷一百一十一

五 施行期日等

1 この規則は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

規則

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県規則第四十三号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和二十七年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八項を削り、第九項を第八項とし、第十項を第九項とする。

附則第三項中「農業上の利用の増進」を「利用の集積」に、「平成七年三月三十日」を「平成十二年三月三十一日」に改める。

附
則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、この規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約に基づき、利子補給について知事の承認の行われて いる農業近代化資金については、なお従前の例による。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部三款三十之規則三三二二ノ第十六。

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年五月十二日

鳥取県規則第四十四号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和三十九年四月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行い」の下に「、特定の地域において新たな農業部門の經營を開始し」を加える。

第二条第一号中「生産方式改善資金」の下に、

第十四条第一項及び第二項中「青年農業者等育成確保資金の研修教育資金」を「新部

「官公庫補助資金及び経営技術高度化資金のうち研修に係る資金」に改める

鳥取県知事 西尾邑次

別表第一第二号中

七

行う場合にあつては搾乳の用に供されている乳牛八十頭につき一千二十万六千円の品質向上を行ふ場合にあつては搾乳の用に供されている乳牛四十頭につき五百六十二万千円」に改め、同号ハイ中「一頭につき二十四万三千四百円」を「三十頭につき七百八十二万円」に、「一頭につき十八万八千円」を「二十頭につき四百二十八万円」に改め、同表第十一号中〔二〕から〔四〕までを削り、〔五〕を〔二〕とし、〔六〕を〔三〕とし、〔七〕を〔四〕とし、〔八〕を〔五〕とし、〔九〕を〔六〕とする。

畜産技術導入のための資金調達			
資本要件	設置施設	資金調達方法	期間
円きは円百セ牛二ツにつ九一、百セ豚十トにつ六ツに三つ万につ十ト九にい八きは万つて千四一	円八百四十万六千	羽は二万一千七百四十万円	四年以内
十年以内	一年以内	四年以内	四年以内
三年以内	三年以内	三年以内	三年以内

二 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第二条第一項		別表第二中「農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)第二条第一項」を 「農用地利用増進法第七条」を「農業経営基盤強化促進法第十八条第一項」に、「農用 地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第六条第一項第四号」を「第十八条 第一項第四号」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。	
特定地域新部門導入資金	貸付金の限度額	償還期間	据置期間
一千三百万円	二百万円	五年以内	三年以内
内十二年以			
五年以内			

別表第一(第三条、第四条関係)

二 農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第二条第一項		別表第一中「農用地利用増進法(昭和五十五年法律第六十五号)第二条第一項」を 「農用地利用増進法第七条」を「農業経営基盤強化促進法第十八条第一項」に、「農用 地利用増進計画」を「農用地利用集積計画」に、「第六条第一項第四号」を「第十八条 第一項第四号」に改め、同表を別表第三とし、別表第一の次に次の一表を加える。	
口 イ 青年農業者	認定就農者	リ 期未 研修期間 二年内に 満の研修及び一年以上 の海外研修を受ける に必要な資金	二年以内に 受けの海外研修を受ける に必要な資金
		百七十万円	五百五十万円
		二百万円	五百五十万円
		五年以内	五年以内
		三年以内	三年以内

整理番号	財源コード	都道府県コード	道地方コード	普及セシタード	貸付年度	貸付番号	取扱農協コード			
		3	1							
借受者住所										
住所コード	番地	借受形態	資金コード	貸付対象事業	申請額(貸付額)					
		個人 扶助 金利 支給 農家 数	資 金 種 類	事 業 量	事 業 費	申 請 額 (貸 付 額)	申 請 額 (貸 付 額)			
			種 目	細 目		万円	万円			
償還計画										
償還期間	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
年	月	日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
年	月	日	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
借受者住所										
住所コード	番地									
借受形態										
個 共 農 家 数	資 金 種 類	種 目	細 目	事 業 量	事 業 費	申 請 額 (貸 付 額)				
				万円	万円	万円	万円	万円		
償還計画										
償還期間	1年目	2年目	3年目							
年	月	日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額			
年	月	日	万円	万円	万円	万円	万円			
事業実施期間										
着手(購入) 予定期	完了 予定期									
年 月 日	年 月 日									

に
改
め
る。

株式第一号中

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県農業改良資金貸付規則の規定により貸し付けている資金については、なお従前の例による。
- 【定価一部一箇月二千円(送料を含む。)】